

平成29年9月1日
(照会先)
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成29年7月分)について

平成29年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成29年7月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成29年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが32件、平成28年度が64件、平成27年度が17件、平成26年度が9件、平成25年度以前が233件、合計355件(市区町村において発生した9件、委託業者等が発生させた23件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な331件について、一覧で事象をお示ししています。

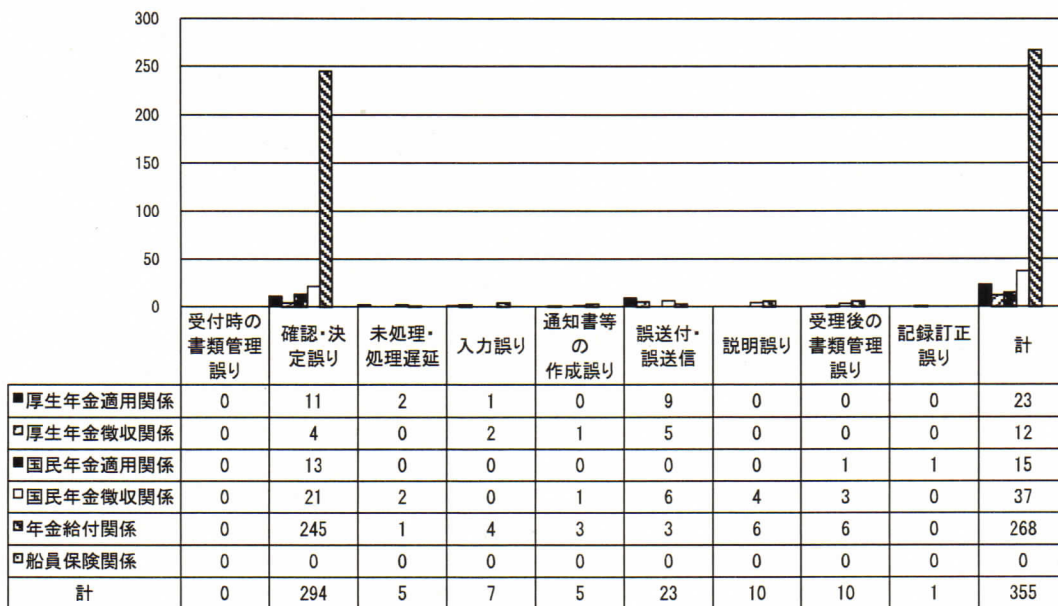
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

| 発生年度 | 20年度以前 | 21年度 | | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 合計 |
|------|--------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|--------|--------|---------|
| 件数 | 206 | 3 | 4 | 10(1) | 4 | 3(1) | 3 | 9 | 17(4) | 64(15) | 32(11) | 355(32) |
| 割合 | 58.0% | 0.9% | 1.1% | 2.8% | 1.1% | 0.9% | 0.9% | 2.5% | 4.8% | 18.0% | 9.0% | 100.0% |

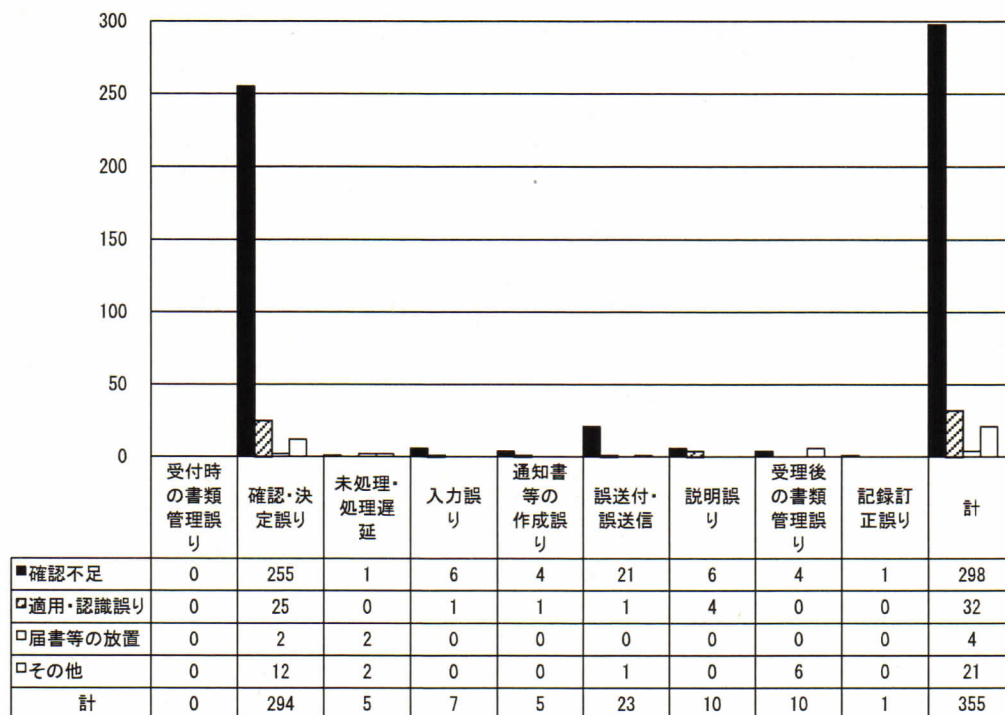
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

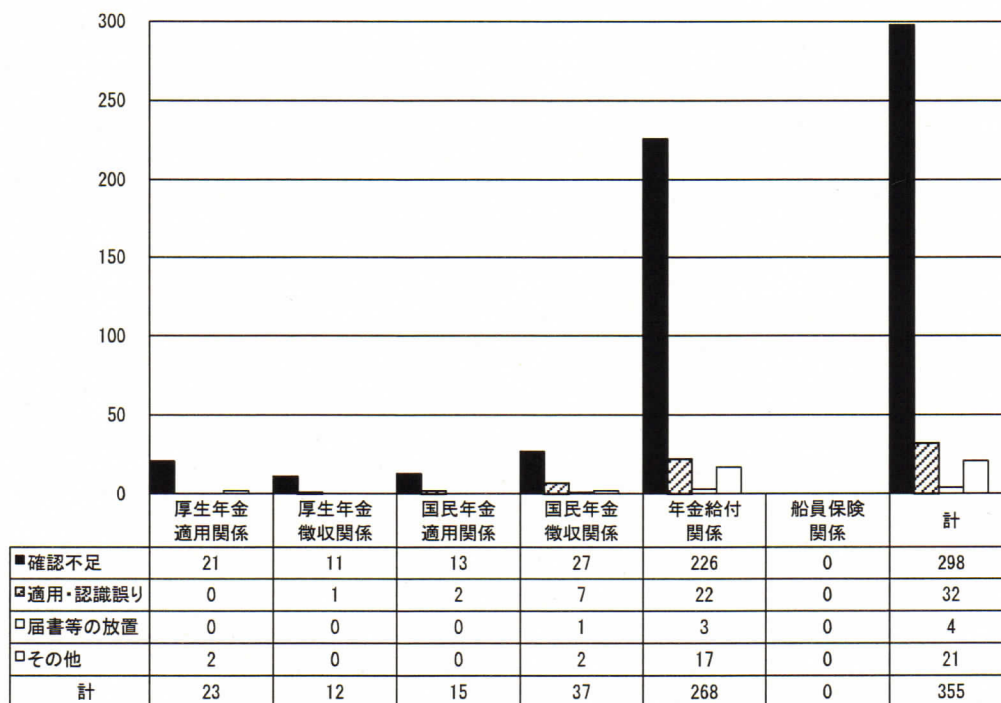
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



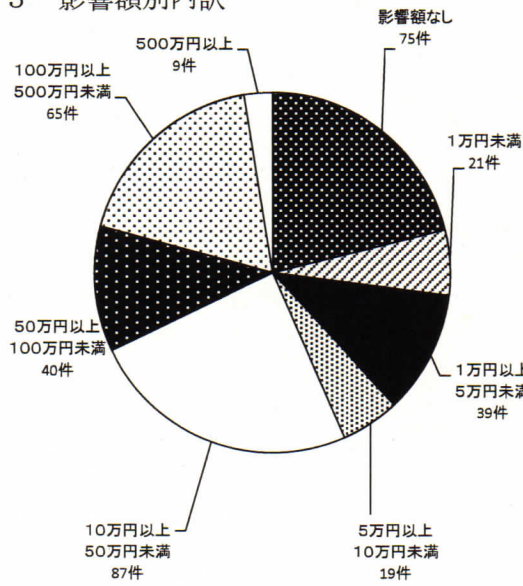
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

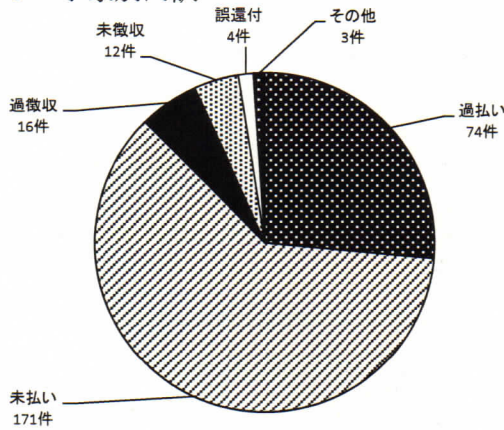


5 影響額別内訳



| 影響額 | 制度 | 厚生年金 適用関係 | 厚生年金 徴収関係 | 国民年金 適用関係 | 国民年金 徴収関係 | 年金給付 関係 | 船員保険 関係 | 計 |
|--------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|-----|
| 影響額なし | | 18 | 8 | 9 | 18 | 22 | 0 | 75 |
| 1万円未満 | | 0 | 0 | 0 | 8 | 13 | 0 | 21 |
| 1万円以上 5万円未満 | | 1 | 0 | 4 | 5 | 29 | 0 | 39 |
| 5万円以上 10万円未満 | | 1 | 0 | 0 | 1 | 17 | 0 | 19 |
| 10万円以上 50万円未満 | | 1 | 3 | 1 | 3 | 79 | 0 | 87 |
| 50万円以上 100万円未満 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 37 | 0 | 40 |
| 100万円以上 500万円未満 | | 1 | 1 | 0 | 1 | 62 | 0 | 65 |
| 500万円以上 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 | 9 |
| 計 | | 23 | 12 | 15 | 37 | 268 | 0 | 355 |

6 事象別内訳



| 事象 | 件数 | 合計金額 (円) | 平均金額 (円) |
|-----|------|-------------|-----------|
| 過払い | 74件 | 45,802,164 | 618,948 |
| 未払い | 171件 | 225,336,007 | 1,317,754 |
| 過徴収 | 16件 | 1,513,765 | 94,610 |
| 未徴収 | 12件 | 592,086 | 49,340 |
| 誤還付 | 4件 | 2,979,560 | 744,890 |
| その他 | 3件 | 3,000,684 | 1,000,228 |
| 計 | 280件 | 279,224,266 | 997,229 |

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

| | | |
|---------|----|-----------|
| 未徴収と過徴収 | 2件 | 2,982,431 |
| 過徴収と未払い | 1件 | 18,253 |

7 判明契機別内訳

| 判明契機 | 件数 | 割合 |
|------|------|--------|
| 内部 | 266件 | 74.9% |
| 外部 | 89件 | 25.1% |
| 計 | 355件 | 100.0% |

○日本年金機構の平成29年7月分の事務処理誤り一覧(1～35ページ)

- | | | | |
|-------------|-------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | | 1P | 整理番号 1～21 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | | 4P | 整理番号 22～32 |
| 3. 国民年金適用関係 | | 6P | 整理番号 33～45 |
| 4. 国民年金徴収関係 | | 8P | 整理番号 46～77 |
| 5. 年金給付関係 | | 12P | 整理番号 78～331 |

1. 厚生年金適用関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------|---------|-------|----------------|-----------------|----------------|--|------------|------|----------------|
| 1 | 資格取得届の誤り | 確認・決定誤り | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2015年 8月11日 | 2017年 4月13日 | ○お客様から問合せがあり、資格取得届の処理時に、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 2名 | なし | 0 |
| 2 | | | 香川 | 高松広域 事務センター | 2017年 1月20日 | 2017年 2月3日 | ○事業所から問合せがあり、資格取得届の審査時に確認が不足し、誤った事業所整理記号で処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 2事業所 1名 | なし | 0 |
| 3 | 資格喪失届の誤り | 入力誤り | 東京 | 東京広域 事務センター | 2017年 3月7日 | 2017年 3月23日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が資格喪失届について一部の被保険者の入力を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 1事業所 2名 | なし | 0 |
| 4 | 賞与支払届の誤り | 確認・決定誤り | 群馬 | 高崎広域 事務センター | 2017年 5月24日 | 2017年 5月25日 | ○事業所から連絡があり、事業所あてに送付する磁気媒体の賞与支払届に同封すべき案内文書について、委託業者において責任者から作業員への周知が漏れたため、送付していなかったことが判明しました。 ●担当部署において、事業所に案内文書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、作業員への送付物の指示を徹底するよう指導しました。 | 727 事業所 | なし | 0 |
| 5 | 被扶養者(異動)届の誤り | 確認・決定誤り | 島根 | 浜田 | 2017年 5月10日 | 2017年 6月5日 | ○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届の審査時に確認が不足し、保険証が回収されているにも関わらず回収していないものとして処理を行ったため、お客様に「健康保険被保険者証返納のお願い」が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の保険証の回収状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 1名 | なし | 0 |
| 6 | | | 大阪 | 大阪広域 事務センター | 2016年 9月12日 | 2017年 6月8日 | ○事業所から問合せがあり、被扶養者(異動)届の審査時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 1名 | なし | 0 |
| 7 | 70歳以上被用者関連届書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 東京広域 事務センター | 2016年 12月22日 | 2017年 1月19日 | ○事業所から連絡があり、70歳以上被用者該当届の審査時に確認が不足し、同時に提出された70歳以上被用者非該当届の控えだと誤認し処理が漏れたため、年金の調整が正しく行われず過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 514,340 |
| 8 | 二以上事業所勤務者の誤り | 確認・決定誤り | 福岡 | 中福岡 | 2016年 7月16日 | 2017年 2月21日 | ○担当部署において確認したところ、二以上事業所勤務者にかかる算定基礎届の処理時に確認が不足し、誤った按分率で保険料を決定したため、未徴収と過徴収の保険料が発生していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は徴収し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 3事業所 1名 | その他 | 107,127 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------------|---------|-------|----------------|-----------------|----------------|---|-------------|------|----------------|
| 9 | 厚生年金適用関係届書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 池袋 | 2009年 10月頃 | 2017年 4月17日 | ○本部から連絡があり、育児休業終了時報酬月額変更届の処理時に確認が不足し、届書の入力を漏らしていたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びのうえ説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、届書入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 1名 | 過徴収 | 14,378 |
| 10 | 厚生年金適用関係の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 淀川 | 2017年 4月7日 | 2017年 4月24日 | ○健康保険組合から問合せがあり、解散した健康保険組合に加入していた事業所について、事務処理手順の確認が不足し、健康保険の資格取得処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、健康保険の資格取得処理を行いました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行い、手順を徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |
| 11 | 厚生年金適用関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 東京広域 事務センター | 2017年 5月12日 | 2017年 5月22日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の住所変更届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した住所変更届の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 2事業所 1名 | なし | 0 |
| 12 | | | 東京 | 東京広域 事務センター | 2017年 5月30日 | 2017年 6月2日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の氏名変更届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した氏名変更届の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 2事業所 3名 | なし | 0 |
| 13 | | | 埼玉 | 埼玉広域 事務センター | 2017年 5月24日 | 2017年 5月26日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の賞与支払届を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 2事業所 5名 | なし | 0 |
| 14 | | | 東京 | 東京広域 事務センター | 2016年 12月22日 | 2017年 1月17日 | ○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金適用関係届書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金適用関係届書の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 3事業所 18名 | なし | 0 |
| 15 | | | 東京 | 東京広域 事務センター | 2017年 4月14日 | 2017年 4月24日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の資格喪失届の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した資格喪失届の控えを回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 2事業所 3名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|----------|-------|------------|----------------|-----------------|--|------------|------|----------------|
| 16 | 厚生年金適用関係通知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 東京広域事務センター | 2017年 3月9日 | 2017年 3月10日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所に勤務している被保険者の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 4事業所 2名 | なし | 0 |
| 17 | | | 秋田 | 事務センター | 2017年 4月7日 | 2017年 4月10日 | ○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の厚生年金適用関係通知書及び届書の控えを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した厚生年金適用関係通知書及び届書の控えを回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 4事業所 5名 | なし | 0 |
| 18 | | | 東京 | 千代田 | 2017年 5月8日 | 2017年 5月10日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所に勤務している被保険者の年金手帳を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 1名 | なし | 0 |
| 19 | | | 栃木 | 栃木 | 2017年 5月15日 | 2017年 5月18日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所の被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 2名 | なし | 0 |
| 20 | 厚生年金適用関係届書等の管理誤り | 未処理・処理遅延 | 大阪 | 大阪広域事務センター | 2012年 10月頃 | 2015年 10月27日 | ○内部点検により、70歳以上被用者算定基礎届の未提出者について保険者算定を行っていなかったため、年金が正しく調整されず、過払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。保険者算定の処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届が未提出の場合の事務処理手順の再確認を行い、保険者算定を行う際の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 1,016,000 |
| 21 | | | 東京 | 東京広域事務センター | 2016年 7月5日 | 2017年 5月16日 | ○内部点検により、委託業者において郵便物の開封作業時に確認が不足し、賞与支払届が送付書等の処理不要書類と一緒に保管されていたため、届書が処理されず、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は徴収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、開封時の書類確認及び受付作業を徹底するよう指導しました。 | 1事業所 1名 | 未徴収 | 89,140 |

2. 厚生年金徴収関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|-----------|-------|----------------|----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 22 | 保険料還付請求時の誤り | 確認・決定誤り | 群馬 | 高崎 | 2017年 4月11日 | 2017年 4月13日 | ○担当部署において確認したところ、保険料の還付処理時に処理手順の確認が不足し、保険料が還付ではなく翌月の保険料への充当され、事業所が希望した方法での返還とならないことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を還付しました。 ●担当部署において、事務処理手順の再確認を行うとともに、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 5事業所 | なし | 0 |
| 23 | 口座振替申出書の誤り | 入力誤り | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2017年 1月26日 | 2017年 3月13日 | ○事業所から問合せがあり、委託業者が口座振替納付(変更)申出書の口座番号を誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 24 | | | 佐賀 | 佐賀 | 2017年 2月2日 | 2017年 4月26日 | ○事業所から問合せがあり、口座振替納付(変更)申出書の金融機関名を誤って入力したため、口座振替が開始されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査・入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 未徴収 | 219,356 |
| 25 | 厚生年金徴収関係の誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 京都西 | 2017年 3月30日 | 2017年 4月6日 | ○担当部署において保険料が重複納付となった事業所について確認したところ、納付書を作成する際の確認不足により未納月以外の納付書を送付したため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい納付書を送付し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 266,846 |
| 26 | | | 埼玉 | 大宮 | 2017年 4月12日 | 2017年 4月20日 | ○担当部署において確認したところ、納付書作成時に確認が不足し、納入告知日前である保険料の納付書を作成し、納付していただいたため、保険料が過徴収となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。正しい納付書を送付し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | 過徴収 | 184,896 |
| 27 | 厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 岩手 | 盛岡 | 2017年 3月31日 | 2017年 6月22日 | ○お客様から問合せがあり、配当計算書の作成時に確認が不足し、通知の日付を誤って記載していたことが判明しました。 ●担当部署において、事業所にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、配当計算書作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 1事業所 | なし | 0 |
| 28 | 厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 武蔵野 | 2017年 4月25日 | 2017年 5月8日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所の納付書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |
| 29 | | | 東京 | 文京 | 2017年 2月16日 | 2017年 2月23日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所あての照会文書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した照会文書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |
| 30 | | | 東京 | 世田谷 | 2017年 4月17日 | 2017年 4月21日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所あての督促状を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した督促状を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------------|---------|-------|------|----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 31 | 厚生年金徴収関係通 知書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 栃木 | 宇都宮東 | 2017年 4月20日 | 2017年 4月21日 | ○事業所から問合せがあり、他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |
| 32 | | | 大阪 | 豊中 | 2017年 5月11日 | 2017年 5月19日 | ○担当部署において確認したところ、他の事業所の債務承認書を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って交付した債務承認書を回収し、正しい債務承認書をお渡ししました。 ●担当部署において、窓口交付時の事業所確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2事業所 | なし | 0 |

3. 国民年金適用関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 33 | 国民年金任意加入申出書の誤り | 確認・決定誤り | 佐賀 | 佐賀 | 2011年 2月18日 | 2017年 5月29日 | ○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、不足分の保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 16,260 |
| 34 | | | 新潟 | 長岡 | 2015年 4月17日 | 2017年 5月10日 | ○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 16,610 |
| 35 | | | 新潟 | 長岡 | 2015年 1月27日 | 2017年 4月11日 | ○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書について、合算対象期間の確認が不足し、誤った資格喪失年月日を登録したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 誤還付 | 15,200 |
| 36 | | | 埼玉 | 川越 | 2016年 6月1日 | 2017年 5月1日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を漏らしたため、誤った記載がされた口座振替額通知書が送付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、資格喪失予定年月日を登録しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 37 | | | 埼玉 | 春日部 | 2014年 12月11日 | 2017年 4月20日 | ○市町村から連絡があり、市町村窓口において、海外転出による年金相談時に任意加入申出書の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明し、資格記録の訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、国民年金任意加入の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 38 | | | 奈良 | 大和高田 | 2016年 4月1日 | 2017年 1月4日 | ○内部点検により、本来国民年金第1号被保険者期間とすべきところ誤って国民年金第3号被保険者期間として処理を行ったため、当該期間における保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金第3号制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 13,300 |
| 39 | 国民年金資格記録の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 砂川 | 2004年 11月26日 | 2017年 4月24日 | ○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 40 | | | 兵庫 | 加古川 | 1995年 1月頃 | 2016年 10月27日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金第3号資格記録の訂正時に誤った処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、資格記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 誤還付 | 542,400 |
| 41 | | | 福岡 | 久留米 | 2013年 9月18日 | 2016年 10月27日 | | | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------------|------------|-------|------|----------------|----------------|---|------|------|----------------|
| 42 | 国民年金資格記録の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 府中 | 2011年 2月9日 | 2016年 9月9日 | ○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金強制加入期間に該当するにもかかわらず、強制加入への切替処理が行われず任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、必要な手続きを案内するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 43 | 国民年金被保険者住所変更届の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉 | 川越 | 2012年 8月27日 | 2016年 5月30日 | ○内部点検により、市町村が誤った基礎年金番号で住所異動届を提出し、機構において処理していたことが判明しました。 ●市町村がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●市町村に対して、本人確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 44 | 年金記録訂正誤り | 記録訂正誤り | 埼玉 | 越谷 | 2016年 4月22日 | 2016年 11月9日 | ○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、担当者の確認不足により、他のお客様の年金記録を統合していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年金記録に訂正しました。 ●担当部署において、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 45 | 国民年金適用関係届書等の管理誤り | 受理後の書類管理誤り | 石川 | 金沢北 | 2017年 3月16日 | 2017年 4月24日 | ○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金被保険者資格取得届及び国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金被保険者資格取得届及び国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |

4. 国民年金徴収関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 46 | 国民年金保険料納付書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 新宿 | 2017年 2月7日 | 2017年 3月9日 | ○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付書の再発行依頼時において、担当者の確認不足により、誤った期間の納付書を作成したため、後納保険料の納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 15,740 |
| 47 | | | 大阪 | 今里 | 2016年 10月17日 | 2017年 2月6日 | ○お客様から問合せがあり、担当者の確認が不足し、国民年金付加保険料を含めた前納納付書を送付すべきところ、国民年金保険料のみの前納納付書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 48 | | | 東京 | 府中 | 2016年 4月頃 | 2016年 6月2日 | ○お客様から問合せがあり、市町村における国民年金加入手続きの際に、前納希望の確認を行わなかったため、前納納付書が作成されず前納保険料額での納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、定額保険料と前納保険料との差額を還付しました。 ●市町村に対して、前納納付書作成依頼時の事務処理について確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | 過徴収 | 1,090 |
| 49 | 国民年金付加保険料納付申出書の誤り | 確認・決定誤り | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2011年 4月27日 | 2017年 3月22日 | ○国民年金基金から連絡があり、国民年金基金に加入している場合は付加保険料の納付ができないにもかかわらず、誤って国民年金付加保険料納付申出書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金記録の訂正処理を行い、当該期間にかかる付加保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、付加保険料制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 4名 | 過徴収 | 68,800 |
| 50 | 付加保険料の特例納付申出書の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉 | 秩父 | 2016年 4月28日 | 2016年 5月12日 | ○担当部署で届書の確認をしたところ、付加保険料の特例納付申出書について、期限経過後に処理を行ったため、付加納付ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。当該期間にかかる付加保険料を現金領収しました。 | 1名 | 未徴収 | 400 |
| 51 | | | 岡山 | 倉敷東 | 2016年 7月4日 | 2016年 10月31日 | ●担当部署において、付加保険料の特例納付申出書を処理する際は、付加納付期限の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 400 |
| 52 | 国民年金保険料追納申出書の誤り | 説明誤り | 宮城 | 仙台東 | 2016年 10月31日 | 2016年 11月1日 | ○担当部署で確認したところ、追納申出書について、追納期限が間近であるにもかかわらず期日までに処理を行わなかったため、追納期限が経過し追納できなくなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 15,000 |
| 53 | | | 福岡 | 西福岡 | 2017年 2月28日 | 2017年 3月23日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申出書の受付時において、誤った追納期間を案内し処理を行ったため、追納できない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理を行い、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 15,000 |
| 54 | 国民年金後納保険料納付申出書の誤り | 確認・決定誤り | 千葉 | 木更津 | 2015年 10月16日 | 2016年 7月7日 | ○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付申出書について、後納対象外期間であるにもかかわらず後納期間として受付し保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料について還付及び充当の処理を行いました。 ●担当部署において、後納対象期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 960 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------------|---------|-------|--------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 55 | 国民年金後納保険料納付申込書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 文京 | 2015年 9月28日 | 2016年 10月24日 | ○担当部署で年金記録の確認を行ったところ、国民年金後納保険料納付申込書について、お客様が希望した受給資格月数以上の納付月数を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 56 | 国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 枚方 | 2010年 6月頃 | 2016年 12月12日 | ○市町村から連絡があり、市町村職員の確認不足により、本来法定免除の対象者でないにもかかわらず、誤って法定免除対象者として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上処理を行い、該当期間について申請免除による審査を行いました。 ●市町村に対して、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 57 | | | 東京 | 品川 | 2016年 7月13日 | 2016年 12月22日 | ○内部点検により、障害年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理を行い、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤って還付した保険料について返納処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 誤還付 | 1,700,860 |
| 58 | | | 沖縄 | 那覇 | 2012年 4月12日 | 2017年 3月22日 | ○内部点検により、障害年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 59 | | | 東京 | 新宿 | 2000年 3月10日 | 2017年 3月28日 | ○内部点検により、障害年金3級を受給している方は国民年金保険料の法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理を行い、保険料が誤還付となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 誤還付 | 721,100 |
| 60 | 国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 堺東 | 2016年 12月28日 | 2017年 6月14日 | ○お客様から問合せがあり、担当者の確認不足により、窓口相談時に国民年金保険料免除・納付猶予申請書を記載の上受付印を押印したにもかかわらず、控えと合わせてお客様に返却していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、相談窓口における届書受付時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 61 | | 説明誤り | 奈良 | 大和高田 | 2016年 8月15日 | 2016年 12月2日 | ○市町村から連絡があり、国民年金保険料免除申請にかかる窓口相談時において、退職後の特例制度が適用されるにもかかわらず当該説明を行わず保険料の納付を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由該当申出書を受付の上免除処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 48,630 |
| 62 | 国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り | 確認・決定誤り | 茨城 | 事務センター | 2016年 9月26日 | 2017年 2月13日 | ○市町村から連絡があり、国民年金保険料学生納付特例申請書について、誤った承認期間で決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい承認期間に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 63 | 国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 港北 | 2016年 4月25日 | 2017年 4月5日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替申出書について、入力処理が漏れており口座振替が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。口座振替申出書の入力処理を行い、未徴収となった保険料をお支払いいただきました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 191,660 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明日月 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------------------|-----------|-------|------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 64 | 国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 目黒 | 2017年 4月7日 | 2017年 4月27日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付辞退申出書が処理されず保管していたため、保険料が引き落としされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 194,370 |
| 65 | 国民年金保険料還付請求書の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 砂川 | 2016年 8月頃 | 2017年 4月24日 | ○担当部署で確認したところ、担当者の認識不足により、国民年金保険料還付請求書を送付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付請求書を送付しました。 ●担当部署において、還付請求書が発行された時は速やかに送付するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 6,520 |
| 66 | 国民年金徴収関係の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 新宿 | 2010年 4月7日 | 2016年 11月4日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金追納保険料について、納付の順番誤りによる還付・充当処理を行わなかったため、不適正な追納記録となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。順番誤りとなった保険料について追納期間の古い方から充当し、差額については還付しました。 ●担当部署において、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 360 |
| 67 | | | 東京 | 中野 | 2015年 9月30日 | 2015年 11月2日 | ○お客様から問合せがあり、国民年金後納保険料について、誤った納付方法を説明したため、納付の順番誤りによる過誤納が発生し、納付できない期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付予定としていた保険料を未徴収となった後納期間に充当しました。 ●担当部署において、後納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未徴収 | 15,430 |
| 68 | | 説明誤り | 福島 | 相馬 | 2017年 4月28日 | 2017年 5月9日 | ○お客様から問合せがあり、保険料の口座振替がされるにもかかわらず、誤って口座振替がされない旨案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、口座振替情報の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 69 | 国民年金徴収関係通知書等の作成誤り | 通知書等の作成誤り | 福井 | 福井 | 2017年 4月11日 | 2017年 4月19日 | ○内部点検により、国民年金保険料充当通知書について、誤った期間を記載して送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい充当通知書を送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 70 | 国民年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 大田 | 2016年 11月22日 | 2016年 11月25日 | ○お客様から問合せがあり、連帯納付義務者あての督促状について誤った連帯納付義務者を記載したため、他のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した督促状を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、通知書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 71 | | | 宮城 | 仙台広域事務センター | 2016年 2月1日 | 2016年 2月2日 | ○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書に他のお客様の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の控えが混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した免除申請書の控えを回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 72 | | | 岩手 | 花巻 | 2017年 3月17日 | 2017年 3月22日 | ○年金事務所から連絡があり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、誤還付による返納処理時の納入督促文書について誤って他のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納入督促文書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|------------------|------------|-------|----------------|-----------------|----------------|---|--|------|----------------|---|
| 73 | 国民年金徴収関係届書等の送付誤り | 誤送付・誤送信 | 東京 | 立川 | 2016年 8月10日 | 2017年 1月12日 | ○お客様から問合せがあり、担当者による封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の返戻書類に他のお客様の返戻書類が混在し、送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した返戻書類を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 | |
| 74 | 国民年金徴収関係届書等の管理誤り | 未処理・処理遅延 | 茨城 | 事務センター | 2015年 11月11日 | 2016年 10月5日 | ○内部点検により、国民年金保険料過誤納者整理票が処理されず保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過誤納者整理票の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 | |
| 75 | | | 茨城 | 事務センター | 2013年 5月1日 | 2016年 4月11日 | ○内部点検により、国民年金保険料学生納付特例申請書が処理されず保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、国民年金保険料学生納付特例申請書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 6名 | なし | 0 | |
| 76 | | | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2017年 3月15日 | 2017年 3月29日 | ○市町村から連絡があり、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を徹底するよう依頼しました。 | 1名 | なし | 0 | |
| 77 | | 受理後の書類管理誤り | | 茨城 | 水戸北 | 2017年 2月3日 | 2017年 3月6日 | ○担当部署で届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。国民年金保険料免除・納付猶予申請書を再度提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 6名 | なし | 0 |
| | | | | | | | | | | | |

5. 年金給付関係

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 78 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 留萌 | 1996年 10月17日 | 2017年 1月18日 | ○事務センターから連絡があり、生年月日の確認不足により、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したこと及び65歳到達による年金額の改定年月日を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録や添付書類の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 41,235 |
| 79 | | | 京都 | 下京 | 1978年 7月20日 | 2015年 12月24日 | ○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 310,265 |
| 80 | | | 東京 | 池袋 | 1982年 1月20日 | 2016年 7月7日 | ○機構本部から連絡があり、旧令共済組合期間の判明時に受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,052,576 |
| 81 | | | 大阪 | 大手前 | 1978年 7月頃 | 2016年 2月10日 | ○担当部署において確認したところ、老齢年金の受給要件の確認不足により、受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 139,292 |
| 82 | | | 京都 | 京都西 | 1991年 2月21日 | 2016年 6月30日 | ○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 2,053,912 |
| 83 | | | 長野 | 長野北 | 2015年 10月28日 | 2016年 8月25日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足により、既に通算老齢年金を受給しているにもかかわらず同じ年金記録に基づく通算老齢年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 4,143,126 |
| 84 | | | 秋田 | 大曲 | 1983年 10月12日 | 2016年 12月27日 | ○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足により、通算老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。通算老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 697,161 |
| 85 | | | 愛知 | 一宮 | 1980年 12月1日 | 2015年 8月26日 | ○機構本部から連絡があり、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 | 1名 | 未払い | 111,292 |
| 86 | | | 大阪 | 枚方 | 1982年 10月1日 | 2015年 12月4日 | ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 13,328 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|---------|-------|------|----------------|-----------------|---|---|------|----------------|
| 87 | 老齢年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 兵庫 | 東灘 | 1976年 5月頃 | 2016年 2月12日 | ○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた旧令共済組合記録について後発の老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 337,646 |
| 88 | | | 埼玉 | 春日部 | 1979年 9月25日 | 2016年 3月11日 | ○機構本部から連絡があり、先発の老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 910,393 |
| 89 | | | 奈良 | 大和高田 | 1984年 1月頃 | 2014年 8月18日 | ○担当部署において確認しところ、先発の通算老齢年金には登録されていた厚生年金被保険者記録について後発の老齢年金の決定時に登録を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 53,400 |
| 90 | | | 島根 | 松江 | 1986年 4月1日 | 2016年 9月14日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 | 1名 | 未払い | 4,724,483 |
| 91 | | | 福井 | 武生 | 1995年 3月9日 | 2017年 4月20日 | ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 6,307,011 |
| 92 | | | 青森 | 八戸 | 1986年 4月1日 | 2016年 3月29日 | ○機構本部から連絡があり、65歳到達による厚生年金保険の資格喪失処理を行ったものの、確認不足により老齢年金の退職改定処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 549,227 |
| 93 | | | 説明誤り | 茨城 | 水戸北 | 2017年 5月19日 | 2017年 6月2日 | ○事務センターから連絡があり、合算対象期間の確認不足から、委託社会保険労務士が老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | なし |
| 94 | 老齢年金の第四種被保険者期間の誤り | 確認・決定誤り | 岩手 | 花巻 | 1994年 7月8日 | 2016年 8月4日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 261,175 |
| 95 | | | 東京 | 世田谷 | 1998年 8月18日 | 2016年 12月13日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 28,479 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------------|---------|-------|--------------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 96 | 老齢年金の第四種被 保険者期間の誤り | 確認・決定誤り | 兵庫 | 姫路 | 1980年 11月13日 | 2016年 1月28日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、受給権発生日月を誤り加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | その他 | 18,253 |
| 97 | | | 広島 | 広島東 | 1973年 6月17日 | 2015年 7月14日 | ○担当部署において確認したところ、厚生年金保険の第四種被保険者期間の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 18,480 |
| 98 | 老齢年金の戦時加算 の誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 中央年金セ ンター | 2010年 1月28日 | 2016年 8月3日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 230,341 |
| 99 | | | 長崎 | 諫早 | 1972年 3月1日 | 2017年 1月12日 | | 1名 | 未払い | 2,367,686 |
| 100 | | | 静岡 | 沼津 | 1984年 3月1日 | 2016年 11月8日 | | 1名 | 未払い | 1,655,479 |
| 101 | | | 大阪 | 守口 | 1993年 11月4日 | 2016年 12月28日 | | 1名 | 未払い | 1,345,460 |
| 102 | | | 千葉 | 船橋 | 2000年 10月19日 | 2016年 12月6日 | | 1名 | 未払い | 189,780 |
| 103 | 老齢年金の共済組合 期間の誤り | 確認・決定誤り | 熊本 | 本渡 | 1994年 11月5日 | 2016年 10月4日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 53,758 |
| 104 | | | 福岡 | 小倉北 | 1996年 4月頃 | 2016年 11月28日 | | 1名 | 未払い | 4,176,501 |
| 105 | | | 東京 | 大田 | 1996年 7月26日 | 2016年 2月24日 | | 1名 | 過払い | 2,802,826 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------------|---------|-------|------------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 106 | 老齢年金の共済組合期間の誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 大阪広域事務センター | 2016年 9月27日 | 2016年 10月19日 | ○お客様から問合せがあり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,625 |
| 107 | | | 福岡 | 小倉北 | 1995年 12月頃 | 2016年 10月3日 | ○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,348,679 |
| 108 | | | 鳥根 | 浜田 | 2004年 9月30日 | 2014年 11月7日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 1,754,686 |
| 109 | | | 茨城 | 日立 | 2005年 3月17日 | 2014年 10月20日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 7,503 |
| 110 | | | 福岡 | 小倉北 | 1990年 7月3日 | 2013年 7月19日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の取扱いを誤り老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 3,200,050 |
| 111 | | | 鳥取 | 鳥取 | 2010年 10月7日 | 2016年 8月3日 | ○機構本部から連絡があり、旧三共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧三共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 46,058 |
| 112 | | | 愛知 | 岡崎 | 2003年 2月27日 | 2015年 3月12日 | ○担当部署において確認したところ、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給資格があるにもかかわらず、特別支給の老齢厚生年金の決定をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金の決定を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 89,241 |
| 113 | | | 山形 | 山形 | 2008年 10月2日 | 2016年 10月28日 | ○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 427,837 |
| 114 | 老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 群馬 | 太田 | 2011年 10月頃 | 2016年 11月16日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 525,678 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明日月 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------------|---------|----------------|----------------|-----------------|----------------|--|---------|------|----------------|
| 115 | 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 事務センター | 2015年 9月17日 | 2017年 3月17日 | ○年金事務所から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 5,175 |
| 116 | | | 大阪 | 天王寺 | 1981年 3月頃 | 2016年 4月18日 | ○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 90,856 |
| 117 | | | 広島 | 三原 | 1990年 1月21日 | 2016年 12月9日 | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 56,199 |
| 118 | | | 大阪 | 城東 | 1986年 2月20日 | 2016年 4月20日 | | 1名 | 未払い | 336,966 |
| 119 | | | 福岡 | 小倉北 | 1985年 7月頃 | 2017年 1月30日 | | 1名 | 未払い | 5,557,031 |
| 120 | | | 山口 | 山口 | 1997年 11月20日 | 2016年 4月28日 | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 過払い | 314,276 |
| 121 | | | 静岡 | 沼津 | 2009年 7月23日 | 2016年 5月18日 | | 2名 | 過払い | 201,586 |
| 122 | | | 新潟 | 柏崎 | 1998年 4月16日 | 2016年 4月25日 | | 2名 | 過払い | 96,600 |
| 123 | | | 神奈川 | 平塚 | 1998年 1月1日 | 2016年 6月7日 | | 2名 | 過払い | 211,600 |
| 124 | | | 鹿児島 | 鹿児島北 | 1998年 3月5日 | 2016年 4月25日 | | 3名 | 過払い | 280,800 |
| 125 | | | 熊本 | 熊本西 | 1996年 5月23日 | 2016年 3月10日 | | 7名 | 過払い | 938,532 |
| 126 | | | 島根 | 松江 | 1998年 4月2日 | 2016年 3月18日 | | 7名 | 過払い | 587,835 |
| 127 | | | 宮崎 | 宮崎 | 1996年 4月4日 | 2016年 2月19日 | | 9名 | 過払い | 778,740 |
| 128 | | | 岡山 | 津山 | 1997年 4月24日 | 2016年 6月3日 | | 2名 | 過払い | 225,673 |
| 129 | 茨城 | 水戸北 | 2010年 3月18日 | 2016年 3月10日 | | 1名 | 過払い | 123,246 | | |
| 130 | 北海道 | 札幌北 | 1997年 7月10日 | 2016年 2月26日 | | 10名 | 過払い | 992,018 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | | | |
|------|-------------------------|---------|-------|------|-----------------|----------------|--|---|--|---|---------|---------|---------|
| 131 | 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 砂川 | 1990年 8月7日 | 2016年 2月18日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で遺族老齢年金及び老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,944,969 | | | |
| 132 | | | 長野 | 長野北 | 1996年 8月29日 | 2016年 2月19日 | | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 27,916 | | |
| 133 | | | 静岡 | 掛川 | 1997年 10月9日 | 2016年 2月19日 | | | 3名 | 過払い | 426,421 | | |
| 134 | | | 東京 | 武蔵野 | 1996年 5月30日 | 2016年 5月10日 | | | 7名 | 過払い | 274,875 | | |
| 135 | | | 福井 | 武生 | 1995年 4月6日 | 2016年 4月15日 | | | 8名 | 過払い | 741,827 | | |
| 136 | | | 北海道 | 北見 | 1997年 6月26日 | 2016年 2月26日 | | | 1名 | 過払い | 105,420 | | |
| 137 | | | 山口 | 下関 | 1995年 9月14日 | 2016年 5月10日 | | | 3名 | 過払い | 252,660 | | |
| 138 | | | 茨城 | 土浦 | 1997年 8月21日 | 2016年 5月20日 | | | 13名 | 過払い | 800,651 | | |
| 139 | | | 群馬 | 桐生 | 1998年 9月10日 | 2016年 3月23日 | | | 2名 | 過払い | 182,061 | | |
| 140 | | | 宮崎 | 延岡 | 1999年 1月7日 | 2016年 5月18日 | | | 3名 | 過払い | 503,331 | | |
| 141 | | | 東京 | 中野 | 1985年 3月12日 | 2016年 9月2日 | | | ○事務センターから連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 155,588 | |
| 142 | | | 滋賀 | 彦根 | 1997年 10月23日 | 2016年 3月31日 | | | | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 9名 | 過払い | 656,124 |
| 143 | | | 島根 | 出雲 | 1997年 7月27日 | 2016年 4月21日 | | | | | 2名 | 過払い | 407,463 |
| 144 | | | 三重 | 伊勢 | 1998年 2月19日 | 2016年 4月13日 | | | | | 2名 | 過払い | 125,000 |
| 145 | | | 鳥取 | 倉吉 | 1998年 12月17日 | 2016年 3月9日 | | | | | 2名 | 過払い | 59,980 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------------|---------|-------|-------|-----------------|-----------------|---|---|------|----------------|
| 146 | 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 熊本 | 本渡 | 1997年 12月12日 | 2017年 2月6日 | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 202,055 |
| 147 | | | 福井 | 敦賀 | 1997年 7月24日 | 2016年 5月20日 | | 1名 | 過払い | 105,600 |
| 148 | | | 広島 | 広島西 | 1999年 6月10日 | 2016年 4月21日 | | 2名 | 過払い | 43,848 |
| 149 | | | 静岡 | 富士 | 1998年 7月9日 | 2016年 3月22日 | | 1名 | 過払い | 102,954 |
| 150 | | | 熊本 | 熊本東 | 1998年 3月27日 | 2016年 3月16日 | | 3名 | 過払い | 248,203 |
| 151 | | | 広島 | 三原 | 1998年 2月12日 | 2016年 5月11日 | | 4名 | 過払い | 368,297 |
| 152 | | | 香川 | 高松東 | 2014年 10月30日 | 2016年 4月27日 | | 1名 | 過払い | 216,252 |
| 153 | | | 愛媛 | 今治 | 1985年 8月頃 | 2016年 4月1日 | | ○未支給年金請求時の記録確認により、厚生年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い |
| 154 | | | 北海道 | 新さっぽろ | 1998年 2月12日 | 2016年 5月16日 | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 10名 | 過払い | 968,256 |
| 155 | | | 広島 | 広島南 | 1998年 1月16日 | 2016年 5月18日 | | 4名 | 過払い | 340,004 |
| 156 | | | 栃木 | 栃木 | 1997年 10月9日 | 2016年 5月13日 | | 7名 | 過払い | 583,240 |
| 157 | | | 山口 | 宇部 | 1998年 1月22日 | 2016年 4月19日 | | 6名 | 過払い | 518,889 |
| 158 | | | 埼玉 | 春日部 | 1998年 12月24日 | 2016年 3月8日 | | 3名 | 過払い | 240,223 |
| 159 | | | 東京 | 青梅 | 1997年 4月18日 | 2016年 2月19日 | | 2名 | 過払い | 218,126 |
| 160 | | | 機構本部 | 年金給付部 | 2004年 4月1日 | 2016年 12月20日 | | ○お客様から問合せがあり、基金が代行返上されている期間の厚生年金被保険者記録が代行返上されておらず、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 63名 | 未払い |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------------|---------|-------|------|-----------------|----------------|---|--|---------------|---|
| 161 | 老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り | 確認・決定誤り | 千葉 | 千葉 | 1998年 3月12日 | 2016年 3月8日 | ○機構本部から連絡があり、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 4名 | 過払い | 533,056 |
| 162 | | | 北海道 | 札幌西 | 1998年 2月10日 | 2016年 3月7日 | | 1名 | 過払い | 105,766 |
| 163 | | | 北海道 | 札幌西 | 1999年 12月9日 | 2016年 4月19日 | | 1名 | 過払い | 17,230 |
| 164 | | | 群馬 | 前橋 | 1998年 10月19日 | 2016年 3月18日 | | 1名 | 過払い | 291,868 |
| 165 | | | 神奈川 | 相模原 | 1997年 11月13日 | 2016年 2月22日 | | 2名 | 過払い | 214,397 |
| 166 | | | 神奈川 | 藤沢 | 1997年 10月9日 | 2016年 6月15日 | | 3名 | 過払い | 226,580 |
| 167 | | | 徳島 | 徳島南 | 1997年 7月10日 | 2016年 3月23日 | | 3名 | 過払い | 242,565 |
| 168 | | | 兵庫 | 明石 | 1997年 6月5日 | 2016年 2月23日 | | 7名 | 過払い | 828,187 |
| 169 | | | 山形 | 米沢 | 1997年 9月27日 | 2016年 3月31日 | | 4名 | 過払い | 600,057 |
| 170 | | | | | 北海道 | 室蘭 | | 1996年 9月20日 | 2016年 3月8日 | ○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●訂正処理を行いました。なお、年金額に誤りはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 |
| 171 | | | 北海道 | 室蘭 | 1995年 4月20日 | 2016年 12月7日 | ○担当部署において確認したところ、国民年金被保険者記録の一部を誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 23,206 |
| 172 | 配偶者の年金支給状 況の確認誤り | 確認・決定誤り | 長崎 | 長崎北 | 1991年 9月頃 | 2017年 3月2日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 1,123,684 |
| 173 | | | 長崎 | 佐世保 | 1993年 4月頃 | 2016年 3月30日 | | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------|---------|-------------------|---------|-----------------|-----------------|---|----------------|---|----------------|
| 174 | 配偶者の年金支給状況の確認誤り | 確認・決定誤り | 福岡 | 小倉北 | 2006年 6月25日 | 2016年 8月4日 | ○お客様から問合せがあり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,380,650 |
| 175 | | | 京都 | 上京 | 1993年 6月7日 | 2016年 12月7日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,896,106 |
| 176 | | | 新潟 | 上越 | 1996年 3月28日 | 2016年 11月28日 | ○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 86,433 |
| 177 | | | 神奈川 | 厚木 | 2000年 11月1日 | 2017年 2月1日 | | 1名 | 未払い | 2,782,636 |
| 178 | | | 三重 | 伊勢 | 2010年 5月1日 | 2016年 10月14日 | | 1名 | 未払い | 759,145 |
| 179 | | | 大分 | 佐伯 | 1995年 6月8日 | 2016年 12月15日 | ○担当部署において確認したところ、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,749,461 |
| 180 | | | 東京 | 新宿 | 1993年 4月2日 | 2017年 3月17日 | ○機構本部から連絡があり、年金決定時の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 1,206,197 |
| 181 | | | 配偶者の共済年金支給状況の確認誤り | 確認・決定誤り | 熊本 | 熊本西 | 2011年 2月17日 | 2016年 8月30日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 |
| 182 | 神奈川 | 横浜西 | | | 2007年 9月30日 | 2017年 1月6日 | 1名 | 未払い | | 1,230,597 |
| 183 | 兵庫 | 明石 | | | 2008年 12月31日 | 2016年 10月6日 | 1名 | 未払い | | 957,826 |
| 184 | 兵庫 | 明石 | | | 2008年 6月10日 | 2017年 1月18日 | 1名 | 未払い | | 1,050,676 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | | | |
|------|-------------------|---------|---------------|---------|----------------|----------------|--|-----------------|-----------------|---|----|-----|---------|
| 185 | 配偶者の共済年金支給状況の確認誤り | 確認・決定誤り | 長崎 | 長崎北 | 2005年 9月25日 | 2016年 8月19日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,538,600 | | | |
| 186 | | | 埼玉 | 春日部 | 2010年 9月27日 | 2017年 1月23日 | ○お客様から問合せがあり、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 721,679 | | | |
| 187 | | | 群馬 | 高崎 | 2010年 1月7日 | 2016年 10月4日 | ○年金相談時の記録確認により、配偶者の退職共済年金の加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 801,174 | | | |
| 188 | | | 新潟 | 長岡 | 2008年 8月19日 | 2017年 2月9日 | | 1名 | 未払い | 1,060,597 | | | |
| 189 | | | 新潟 | 上越 | 2009年 2月17日 | 2016年 7月20日 | | 1名 | 未払い | 280,500 | | | |
| 190 | | | 福岡 | 南福岡 | 2004年 2月26日 | 2016年 8月31日 | | 1名 | 未払い | 988,186 | | | |
| 191 | | | 東京 | 青梅 | 2008年 1月14日 | 2016年 6月28日 | | 1名 | 未払い | 1,187,057 | | | |
| 192 | | | 福岡 | 小倉北 | 2001年 9月頃 | 2017年 2月16日 | | 1名 | 未払い | 1,402,586 | | | |
| 193 | | | 神奈川 | 横浜西 | 2006年 3月26日 | 2017年 1月10日 | | 1名 | 未払い | 1,408,329 | | | |
| 194 | | | 埼玉 | 川越 | 2008年 9月1日 | 2017年 2月9日 | | 1名 | 未払い | 394,545 | | | |
| 195 | | | 在職時の年金の支払額の誤り | 確認・決定誤り | 岡山 | 倉敷東 | | 1981年 12月25日 | 2015年 10月20日 | ○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 14,210 |
| 196 | | | | | 東京 | 大田 | | 1980年 11月1日 | 2016年 2月2日 | | 1名 | 未払い | 321,222 |
| 197 | | | | | 群馬 | 高崎 | | 1985年 1月1日 | 2016年 12月8日 | | 1名 | 未払い | 369,813 |
| 198 | | | | | 奈良 | 大和高田 | | 1981年 4月1日 | 2016年 6月2日 | | 1名 | 未払い | 332,577 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------|---------|-------|----------------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 199 | 在職時の年金の支給停止の誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 下京 | 1985年 11月1日 | 2015年 12月21日 | ○機構本部から連絡があり、標準報酬月額の変更時の確認不足から本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 141,140 |
| 200 | | | 東京 | 大田 | 1982年 3月1日 | 2016年 1月25日 | | 1名 | 未払い | 96,066 |
| 201 | | | 埼玉 | 大宮 | 1979年 5月1日 | 2015年 12月25日 | | 1名 | 未払い | 264,459 |
| 202 | | | 京都 | 京都西 | 1981年 10月1日 | 2016年 9月28日 | | 1名 | 未払い | 683,974 |
| 203 | 老齢年金の繰上げの誤り | 確認・決定誤り | 大阪 | 大阪広域 事務センター | 2016年 5月26日 | 2016年 10月7日 | ○共済組合から連絡があり、老齢基礎年金を繰上げ請求する場合は共済組合が支給する年金も合わせて繰上げ請求することとなるため、老齢基礎年金の繰上げ請求が行われたことについて共済組合へ連絡すべきところ、共済組合への連絡を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合への連絡を行い、共済組合において年金の決定が行われました。 ●担当部署において、繰上げ請求時に共済組合期間がある場合の共済組合への連絡を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 204 | | | 大阪 | 大阪広域 事務センター | 2017年 2月27日 | 2017年 3月17日 | | 1名 | なし | 0 |
| 205 | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 兵庫 | 東灘 | 1979年 6月頃 | 2016年 3月16日 | ○機構本部から連絡があり、旧令共済組合記録の登録を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,506,552 |
| 206 | | | 山形 | 山形 | 1987年 5月8日 | 2014年 3月6日 | | 1名 | 未払い | 1,452,891 |
| 207 | | | 兵庫 | 須磨 | 1965年 11月頃 | 2016年 8月23日 | | 1名 | 未払い | 167,874 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|-------|----------------|-----------------|----------------|--|------|------|----------------|
| 208 | 遺族年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 広島 | 広島東 | 1998年 9月18日 | 2015年 7月22日 | ○担当部署において確認したところ、加入期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過徴収 | 45,252 |
| 209 | | | 千葉 | 幕張 | 1994年 9月6日 | 2016年 11月7日 | ○機構本部から連絡があり、船員保険の戦時加算記録の登録を誤り老齢年金及び遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | 未払い | 2,365,484 |
| 210 | | | 栃木 | 宇都宮東 | 1991年 7月15日 | 2016年 6月29日 | ○お客様から問合せがあり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足により、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 10,251 |
| 211 | | | 鳥取 | 米子 | 2016年 2月22日 | 2016年 7月12日 | ○お客様から問合せがあり、長期要件の遺族共済年金受給権者であることの確認不足から、長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件で遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 836,925 |
| 212 | | | 宮城 | 仙台広域 事務センター | 2017年 3月17日 | 2017年 5月2日 | ○お客様から問合せがあり、共済組合期間を有することから遺族厚生年金の決定のために共済組合へ記録確認をする必要があるにもかかわらず、確認不足から共済組合への照会が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ記録確認を行い、遺族厚生年金を決定しました。 ○担当部署において、共済組合期間を有する場合の年金決定時の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 213 | | | 東京 | 新宿 | 2008年 5月27日 | 2017年 1月17日 | ○年金相談時の記録確認により、遺族共済年金受給権者であることの確認不足から、本来長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、誤って短期要件で遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 22,751 |
| 214 | | | 東京 | 板橋 | 1990年 10月29日 | 2017年 1月13日 | ○年金相談時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないものと取扱い死亡一時金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 7,145,489 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------------|---------|-------|------------|-----------------|-----------------|---|--|------|----------------|
| 215 | 遺族年金の受給要件等の誤り | 入力誤り | 大阪 | 大阪広域事務センター | 2016年 3月10日 | 2016年 7月25日 | ○担当部署において確認したところ、委託業者が船員保険の職時加算記録の入力を誤り遺族年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 42,069 |
| 216 | | 説明誤り | 栃木 | 宇都宮西 | 2017年 4月24日 | 2017年 4月26日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、年金相談時の確認不足から委託社会保険労務士が遺族厚生年金の受給権があるにもかかわらず、遺族厚生年金の請求を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の請求について案内しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | なし | 0 |
| 217 | 障害年金の受給要件等の誤り | 確認・決定誤り | 埼玉 | 埼玉広域事務センター | 2014年 7月頃 | 2017年 6月15日 | ○お客様から問合せがあり、障害等級の変更に伴う額改定報告書を機構本部へ進達すべきところ、確認不足から進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、業務処理工程の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 648,129 |
| 218 | | | 沖縄 | コザ | 1985年 12月26日 | 2015年 7月16日 | ○機構本部から連絡があり、障害年金の決定時に他の年金の支給状況の確認不足から、誤って支払いの保留を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,363,528 |
| 219 | | | 埼玉 | 埼玉広域事務センター | 2016年 9月8日 | 2016年 10月12日 | ○担当部署において確認したところ、確認不足から所得状況届連名簿の処理を誤り、差止となっている年金について誤って差止を解除していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、所得状況届連名簿の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 3,249,776 |
| 220 | | | 機構本部 | 障害年金センター | 2017年 5月25日 | 2017年 6月7日 | ○担当部署において確認したところ、障害年金の決定時に年金請求書の記載内容の確認不足から受付年月日を誤って登録したため、記載に誤りのある年金証書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい年金証書を送付しました。 ●担当部署において、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 221 | | | 宮城 | 仙台広域事務センター | 2016年 8月頃 | 2017年 5月9日 | ○市町村から連絡があり、所得状況届が提出済みにもかかわらず、確認不足から委託業者が誤った入力を行ったため年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当部署がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、審査時や入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 520,068 |
| 222 | | | 説明誤り | 秋田 | 鷹巣 | 2017年 2月14日 | 2017年 5月23日 | ○市町村から連絡があり、過去の年金相談の際に納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|---------|---------|-------|----------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 223 | 加給年金の誤り | 確認・決定誤り | 岡山 | 岡山東 | 1994年 7月1日 | 2016年 7月14日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 166,050 |
| 224 | | | 岡山 | 岡山広域 事務センター | 2011年 1月13日 | 2017年 5月23日 | ○お客様から問合せがあり、子の生年月日を誤って登録したため、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、子への加算がある場合は子の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 37,384 |
| 225 | | | 栃木 | 宇都宮西 | 2014年 4月17日 | 2015年 11月4日 | ○お客様から問合せがあり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 318,041 |
| 226 | | | 山形 | 鶴岡 | 2011年 7月1日 | 2016年 12月20日 | ○年金相談時の記録確認により、確認不足から加給年金の加算開始年月日を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 32,875 |
| 227 | | | 北海道 | 帯広 | 1989年 2月23日 | 2015年 11月17日 | ○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 728,458 |
| 228 | | | 京都 | 舞鶴 | 1997年 11月20日 | 2016年 8月30日 | ○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 151,333 |
| 229 | | | 神奈川 | 小田原 | 1992年 4月23日 | 2017年 3月15日 | ○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 148,298 |
| 230 | | | 新潟 | 三条 | 1994年 12月21日 | 2016年 12月2日 | ○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 78,624 |
| 231 | | | 島根 | 出雲 | 1999年 7月頃 | 2016年 12月20日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 418,257 |
| 232 | | | 京都 | 京都西 | 1999年 7月8日 | 2016年 12月21日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 706,404 |
| 233 | | | 大阪 | 難波 | 2001年 3月25日 | 2017年 3月27日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 249,750 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|---------|---------|----------------------|---------|-----------------|-----------------|---|---|----------------|---|---------|
| 234 | 加給年金の誤り | 確認・決定誤り | 愛知 | 刈谷 | 1998年 8月6日 | 2017年 2月15日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 561,821 | |
| 235 | | | 長崎 | 佐世保 | 1995年 11月30日 | 2017年 3月2日 | | 1名 | 未払い | 216,083 | |
| 236 | | | 埼玉 | 春日部 | 1995年 4月1日 | 2017年 2月27日 | | 1名 | 未払い | 108,042 | |
| 237 | | | 東京 | 大田 | 2004年 10月31日 | 2016年 9月13日 | | 1名 | 未払い | 1,814,706 | |
| 238 | | | 広島 | 三原 | 2001年 5月10日 | 2016年 11月7日 | | 1名 | 未払い | 149,850 | |
| 239 | | | 大分 | 別府 | 2004年 1月14日 | 2017年 2月13日 | | 1名 | 未払い | 66,417 | |
| 240 | | | 栃木 | 宇都宮西 | 1992年 6月30日 | 2016年 10月14日 | | ○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時における配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 244,516 |
| 241 | | | 滋賀 | 事務センター | 1991年 3月6日 | 2016年 12月7日 | | 1名 | 未払い | 177,567 | |
| 242 | | | 配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り | 確認・決定誤り | 高知 | 高知西 | | 1997年 8月3日 | 2016年 7月12日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 |
| 243 | 東京 | 荒川 | | | 1992年 11月20日 | 2017年 1月6日 | 1名 | 未払い | 4,933,161 | | |
| 244 | 群馬 | 高崎 | | | 1997年 9月17日 | 2017年 1月19日 | 1名 | 未払い | 5,136,309 | | |
| 245 | 滋賀 | 大津 | | | 1996年 10月20日 | 2017年 2月17日 | 1名 | 未払い | 4,465,050 | | |
| 246 | 東京 | 千代田 | | | 1993年 11月4日 | 2017年 2月20日 | 1名 | 未払い | 4,728,489 | | |
| 247 | 東京 | 板橋 | | | 2001年 8月2日 | 2017年 2月2日 | 1名 | 未払い | 1,470,611 | | |
| 248 | 東京 | 大田 | | | 1996年 1月2日 | 2016年 11月17日 | 1名 | 未払い | 4,271,541 | | |
| 249 | 高知 | 高知西 | | | 1992年 4月20日 | 2016年 12月14日 | 1名 | 未払い | 5,468,208 | | |
| 250 | 群馬 | 前橋 | | | 1998年 2月26日 | 2017年 1月12日 | 1名 | 未払い | 3,136,944 | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 251 | 配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 葛飾 | 1998年 4月10日 | 2017年 1月26日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,505,978 |
| 252 | | | 大阪 | 枚方 | 1991年 8月7日 | 2016年 12月1日 | | 1名 | 未払い | 5,159,926 |
| 253 | | | 大阪 | 堺西 | 2003年 9月24日 | 2017年 3月2日 | | 1名 | 未払い | 1,667,852 |
| 254 | | | 千葉 | 幕張 | 1990年 4月頃 | 2016年 2月8日 | ○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 4,368,931 |
| 255 | | | 東京 | 八王子 | 2000年 2月21日 | 2016年 11月7日 | | 1名 | 未払い | 2,987,443 |
| 256 | | | 滋賀 | 彦根 | 2002年 9月19日 | 2017年 2月7日 | ○年金相談時の記録確認により、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 1,584,240 |
| 257 | | | 埼玉 | 大宮 | 2001年 12月19日 | 2015年 9月8日 | | 1名 | 未払い | 2,412,236 |
| 258 | | | 大阪 | 玉出 | 1996年 5月13日 | 2016年 11月18日 | ○事務センターから連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 3,075,342 |
| 259 | | | 東京 | 世田谷 | 1997年 5月29日 | 2016年 10月19日 | | 1名 | 未払い | 2,929,976 |
| 260 | | | 広島 | 広島東 | 1995年 7月9日 | 2016年 5月9日 | ○機構本部から連絡があり、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 4,439,237 |
| 261 | | | 東京 | 練馬 | 1999年 8月13日 | 2016年 6月29日 | | 1名 | 未払い | 2,975,431 |
| 262 | | | 東京 | 武蔵野 | 1993年 3月6日 | 2016年 3月8日 | | 1名 | 未払い | 1,485,667 |
| 263 | | | 広島 | 広島東 | 1999年 8月3日 | 2017年 3月14日 | | 1名 | 未払い | 3,181,519 |
| | | | | | | | | | | |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------------|---------|-------|------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 264 | 配偶者の年金決定時の配偶者状態の登録誤り | 確認・決定誤り | 福井 | 福井 | 1998年 2月12日 | 2016年 7月5日 | ○担当部署において確認したところ、配偶者の老齢年金決定後に本来登録すべきお客様の配偶者状態の登録処理を漏らしたため、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 4,118,696 |
| 265 | | | 新潟 | 長岡 | 1990年 4月5日 | 2016年 11月21日 | | 1名 | 未払い | 4,945,231 |
| 266 | 配偶者の年金決定時の年金支給状況の確認誤り | 確認・決定誤り | 滋賀 | 大津 | 2007年 6月21日 | 2016年 8月23日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の老齢厚生年金の決定後に配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、老齢基礎年金に振替加算が加算されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 917,073 |
| 267 | | | 兵庫 | 姫路 | 1988年 12月22日 | 2016年 7月22日 | | 1名 | 未払い | 4,977,818 |
| 268 | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 千葉 | 市川 | 2005年 5月頃 | 2016年 9月6日 | ○遺族年金請求時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に国民年金保険料の納付が行われた場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 150,508 |
| 269 | | | 福岡 | 小倉北 | 1996年 10月頃 | 2017年 1月20日 | | 1名 | 未払い | 860,279 |
| 270 | | | 兵庫 | 西宮 | 2008年 8月15日 | 2015年 6月26日 | | 1名 | 未払い | 256,251 |
| 271 | | | 岡山 | 岡山西 | 1996年 1月11日 | 2016年 10月24日 | | 1名 | 未払い | 805,055 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|--------|---------|-------|----------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 272 | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 中央年金センター | 2017年 2月23日 | 2017年 4月11日 | ○年金事務所から連絡があり、記録訂正処理に伴う再裁定を行った際に生じた過払いについて、お客様からの申出がないにもかかわらず誤って年金から差し引いていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。再裁定を行った際に生じた過払いについてはお客様から返納方法申出書を提出いただき、お客様の申出に沿った返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 193,186 |
| 273 | | | 群馬 | 前橋 | 1996年 5月13日 | 2016年 10月31日 | ○事務センターから連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 2,632,145 |
| 274 | | | 千葉 | 幕張 | 1987年 7月24日 | 2015年 4月22日 | ○機構本部から連絡があり、老齢年金の決定時に障害年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から障害年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 57,399 |
| 275 | | | 兵庫 | 加古川 | 2005年 3月22日 | 2016年 1月21日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の訂正に伴い老齢年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 55,369 |
| 276 | | | 茨城 | 日立 | 2008年 9月1日 | 2016年 6月22日 | ○機構本部から連絡があり、年金記録の判明に伴い旧厚生年金保険法の老齢年金と旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、旧国民年金法の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 86,582 |
| 277 | | | 沖縄 | 名護 | 2007年 2月13日 | 2017年 1月24日 | ○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 | 1名 | 未払い | 6,589 |
| 278 | | | 新潟 | 長岡 | 2011年 1月5日 | 2017年 1月30日 | ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 5,802 |
| 279 | | | 福岡 | 大牟田 | 2008年 3月11日 | 2017年 1月17日 | | 1名 | 未払い | 3,150 |
| 280 | | | 山形 | 米沢 | 2008年 8月12日 | 2017年 4月4日 | | 1名 | 未払い | 4,476 |
| 281 | | | 兵庫 | 須磨 | 2008年 5月20日 | 2017年 1月25日 | | 1名 | 未払い | 12,359 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) | |
|------|--------|---------|-------|------|-----------------|----------------|---|---|------|----------------|---------|
| 282 | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 和歌山 | 和歌山東 | 2010年 3月頃 | 2017年 1月11日 | ○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金保険料の免除決定を行う際には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 17,683 | |
| 283 | | | 和歌山 | 和歌山西 | 2008年 3月頃 | 2017年 1月11日 | | 1名 | 未払い | 17,419 | |
| 284 | | | 奈良 | 大和高田 | 2007年 1月31日 | 2017年 2月14日 | | 1名 | 未払い | 13,819 | |
| 285 | | | 奈良 | 大和高田 | 2014年 8月11日 | 2017年 1月31日 | | 1名 | 未払い | 7,898 | |
| 286 | | | 奈良 | 大和高田 | 2008年 4月10日 | 2017年 1月31日 | | 1名 | 未払い | 18,404 | |
| 287 | | | 和歌山 | 和歌山東 | 2009年 2月7日 | 2017年 1月11日 | | 1名 | 未払い | 8,848 | |
| 288 | | | 長崎 | 佐世保 | 2008年 10月15日 | 2017年 1月11日 | | 1名 | 未払い | 2,410 | |
| 289 | | | 福井 | 福井 | 2009年 12月28日 | 2017年 1月27日 | | 1名 | 未払い | 12,638 | |
| 290 | | | 広島 | 広島南 | 1978年 6月頃 | 2016年 4月4日 | | ○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定を行うべきところ、旧令共済記録の確認不足から先発の老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 37,772 |
| 291 | | | 大阪 | 市岡 | 1978年 5月20日 | 2015年 12月2日 | | | 1名 | 未払い | 7,150 |
| 292 | | | 大阪 | 淀川 | 1978年 8月31日 | 2016年 4月12日 | | | 1名 | 未払い | 169,184 |
| 293 | | | 山口 | 下関 | 1988年 2月4日 | 2016年 2月15日 | | ○機構本部から連絡があり、後発の旧厚生年金保険法の老齢年金の決定時に先発の旧厚生年金保険法の通算老齢年金の再裁定を行うべきところ、年金記録の確認不足から先発の通算老齢年金の再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受給している場合は、請求のあった年金だけでなく他の年金の記録確認も徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 28,957 |
| 294 | | | 京都 | 下京 | 1978年 9月1日 | 2016年 3月2日 | | | 1名 | 未払い | 713,111 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------------|---------|-------|----------|-----------------|----------------|--|--|------|----------------|
| 295 | 再裁定の誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 中央年金センター | 2017年 2月23日 | 2017年 4月14日 | ○年金事務所から連絡があり、記録訂正処理に伴う再裁定を行った際に生じた過払いについて、お客様からの申出内容とは異なる方法で返納の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、お客様からの申出内容に沿った返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定後の処理状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 296 | | | 機構本部 | 中央年金センター | 2017年 3月17日 | 2017年 4月5日 | ○担当部署において確認したところ、記録訂正処理に伴い再裁定を行った際に、確認不足から調整額の登録を誤り、老齢基礎年金の額が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 3,435,616 |
| 297 | 支給停止基準額の変更に伴う年金の支払額の誤り | 確認・決定誤り | 京都 | 下京 | 1980年 6月1日 | 2016年 2月16日 | ○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い必要となる年金の在職による支給停止割合の変更処理について、確認不足により変更処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 648,511 |
| 298 | | | 広島 | 呉 | 1975年 7月頃 | 2016年 8月22日 | | 1名 | 未払い | 1,823 |
| 299 | | | 東京 | 文京 | 1976年 6月1日 | 2016年 4月18日 | | 1名 | 未払い | 371,563 |
| 300 | 支給停止基準額の変更に伴う年金の支給停止の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 大田 | 1976年 8月1日 | 2016年 2月29日 | ○機構本部から連絡があり、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 454,820 |
| 301 | | | 北海道 | 函館 | 1978年 6月頃 | 2017年 3月7日 | | 1名 | 未払い | 101,371 |
| 302 | | | 佐賀 | 佐賀 | 1980年 6月1日 | 2015年 11月6日 | | 1名 | 未払い | 81,286 |
| 303 | | | 栃木 | 宇都宮西 | 1980年 6月1日 | 2016年 7月5日 | ○担当部署において確認したところ、支給停止の基準となる額の変更に伴い本来在職による支給停止を行うべきではないにもかかわらず、誤って年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 10,560 |
| 304 | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 神奈川 | 厚木 | 2015年 11月1日 | 2016年 8月15日 | ○お客様から問合せがあり、厚生年金基金から支給される独自給付額の確認不足により、お客様に不利な年金選択となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい選択処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 276,915 |
| 305 | | | 大阪 | 天王寺 | 2015年 12月24日 | 2016年 4月28日 | | ○お客様から問合せがあり、年金相談センターでお客様の申出内容と異なる年金の選択方法となっている年金受給選択申出書を受付し、年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-----------------|---------|-------|------------|-----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 306 | 年金選択の誤り | 確認・決定誤り | 新潟 | 新潟西 | 2014年 10月17日 | 2014年 11月17日 | ○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の決定時に確認不足から申出内容と相違する年金選択処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 313,166 |
| 307 | | | 大阪 | 淀川 | 1988年 1月26日 | 2015年 11月17日 | ○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足により、お客様に不利な年金選択を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 182,132 |
| 308 | | | 広島 | 呉 | 1995年 2月頃 | 2015年 12月17日 | ○市町村から連絡があり、老齢基礎年金と遺族年金を併せて受給できるにもかかわらず、選択処理を誤り、老齢基礎年金を支給停止していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 2,600,640 |
| 309 | | | 機構本部 | 中央年金センター | 2013年 7月22日 | 2014年 2月21日 | ○内部点検により、年金の選択処理における登録誤りにより、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 16,350 |
| 310 | 未支給年金の誤り | 確認・決定誤り | 東京 | 練馬 | 2016年 12月19日 | 2017年 4月14日 | ○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の記載内容の確認不足から口座番号の登録を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 244,857 |
| 311 | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 確認・決定誤り | 兵庫 | 西宮 | 2017年 4月7日 | 2017年 6月15日 | ○お客様から問合せがあり、提出のあった年金受給権者受取機関変更届等について確認不足から誤って処理済としたため、受取口座変更等の処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行いました。なお、年金の未払いは生じませんでした。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 14名 | なし | 0 |
| 312 | | 入力誤り | 大阪 | 大阪広域事務センター | 2017年 4月24日 | 2017年 6月9日 | ○金融機関から問合せがあり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 234,188 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|------------------|----------|-------|----------------|----------------|-----------------|--|------|------|----------------|
| 313 | 年金の振込金融機関にかかる誤り | 入力誤り | 大阪 | 大阪広域 事務センター | 2017年 5月10日 | 2017年 6月19日 | ○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。 | 1名 | 未払い | 235,881 |
| 314 | 死亡一時金の誤り | 確認・決定誤り | 北海道 | 事務センター | 2015年 2月19日 | 2017年 3月30日 | ○担当部署において確認したところ、障害基礎年金を受給していることから死亡一時金の請求はできないにもかかわらず、年金支給状況の確認不足から死亡一時金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金の決定を取消し、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金の請求があった場合の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 過払い | 120,000 |
| 315 | 在職支給停止にかかる誤り | 説明誤り | 神奈川 | 厚木 | 2016年 7月12日 | 2016年 10月12日 | ○お客様から問合せがあり、退職月まで年金の在職支給停止が行われるにもかかわらず、退職月には年金の在職支給停止は行われないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金の在職支給停止の扱いについて周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 316 | | 未処理・処理遅延 | 神奈川 | 平塚 | 2016年 12月頃 | 2017年 6月5日 | ○市町村から連絡があり、受給権者である市町村議会議員に提出いただく必要がある議員報酬の届出について、確認不足から議会事務局及び市町村議会議員への案内を漏らしていたことにより、年金の在職支給停止が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者が議会事務局及び市町村議会議員にお詫びの上説明しました。議員報酬の届出を提出いただき、過払いの年金について返納の処理をしました。 ●担当部署において、議員報酬の届出の取扱いについての確認を徹底するよう周知しました。 | 23名 | 過払い | 1,151,179 |
| 317 | 振替加算の説明誤り | 説明誤り | 大阪 | 大手前 | 2016年 11月4日 | 2017年 5月31日 | ○担当部署において確認したところ、振替加算の要件の確認不足から、委託社会保険労務士が振替加算の加算対象者とならないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 1名 | なし | 0 |
| 318 | 第3号被保険者特例措置の説明誤り | 説明誤り | 群馬 | 高崎 | 2017年 3月21日 | 2017年 6月15日 | ○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届を受付すると現在受給している老齢年金の受給権発生年月日が訂正され過払いが生じることとなるにもかかわらず、説明せずに第3号被保険者特例措置該当期間登録届を受付し処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を確認し第3号被保険者特例措置を取消しました。 ●担当部署において、老齢年金の受給権者が第3号被保険者特例措置該当期間登録届を提出する際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 319 | 年金の従前額保障の誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 基幹システム 開発部 | 2017年 5月15日 | 2017年 8月1日 | ○年金事務所から連絡があり、従前額保障の対象となる年金の年金額の計算時に補正の処理を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に年金額計算が行われますが、年金額の補正処理を行う時の確認を徹底するよう担当部署において周知しました。 | 1名 | 未払い | 180,000 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生日月 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|----------------|-----------|-------|------------|-----------------|-----------------|---|------|------|----------------|
| 320 | 年金の差押にかかる誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 中央年金センター | 2017年 1月19日 | 2017年 2月9日 | ○市役所から連絡があり、市町村による年金の差押えが行われたにもかかわらず、年金の支給状況の確認不足から差押えする金額の登録を誤ったため、年金の一部が差押えられていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様及び市町村にお詫びの上説明しました。市町村に対し正しい金額で差押えにかかる配当を行いました。 ●担当部署において、年金の差押えが行われた場合の年金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。 | 1市町村 | 未払い | 305,285 |
| 321 | 年金請求書等の回付誤り | 確認・決定誤り | 機構本部 | 経営企画部 | 2017年 4月13日 | 2017年 6月1日 | ○担当部署において確認したところ、確認不足により年金事務所から進達のあった年金請求書等について中央年金センターへの回付が漏れていたことから、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 5名 | 未払い | 365,472 |
| 322 | 年金給付関係通知書等の誤り | 通知書等の作成誤り | 北海道 | 事務センター | 2017年 5月1日 | 2017年 5月25日 | ○年金事務所から連絡があり、本来、寡婦年金の不支給決定通知書を作成すべきところ、誤って死亡一時金の不支給決定通知書を作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤りのある不支給決定通知書を回収し、正しい不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 323 | | | 兵庫 | 事務センター | 2017年 1月25日 | 2017年 6月21日 | ○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の裁定取消通知書を厚生労働大臣名で作成するところ、誤って事務センター長名で作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記載に誤りのある裁定取消通知書を回収し、正しい裁定取消通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 324 | | | 神奈川 | 事務センター | 2016年 10月4日 | 2016年 11月11日 | ○担当部署において確認したところ、障害基礎年金の不支給決定通知書を作成する際、障害認定日に関する不支給決定通知書を作成すべきところ、本来請求できない事後重症に関する不支給決定通知書をあわせて作成し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した不支給決定通知書を回収しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 325 | 年金給付関係通知書等の誤送付 | 誤送付・誤送信 | 香川 | 高松広域事務センター | 2017年 3月30日 | 2017年 3月31日 | ○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が遺族年金請求書の添付書類を他のお客様に誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した添付書類を回収し、本来送付すべきお客様に添付書類を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。 | 2名 | なし | 0 |
| 326 | 年金給付関係書類の交付誤り | 誤送付・誤送信 | 神奈川 | 藤沢 | 2016年 10月13日 | 2016年 10月14日 | ○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、委託社会保険労務士が他のお客様の年金見込額回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金見込額回答票を回収し、正しい年金見込額回答票を交付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。 | 2名 | なし | 0 |
| 327 | | | 東京 | 北 | 2017年 2月17日 | 2017年 2月21日 | ○お客様から問合せがあり、年金相談における年金記録の確認不足により、他のお客様の年金記録に関する書面を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金記録に関する書面を回収し、正しい年金記録に関する書面を交付しました。 ●担当部署において、交付時のチェックを徹底するよう周知しました。 | 2名 | なし | 0 |

| 整理番号 | 件名 | 誤り区分 | 都道府県名 | 事務所名 | 発生年月日 | 判明年月日 | 事象・対応 | 影響範囲 | 影響区分 | 影響金額 (単位:円) |
|------|-------------------|----------------|-------|--------|----------------|----------------|---|------|------|----------------|
| 328 | 年金給付関係書類の 管理誤り | 受理後の書類管 理誤り | 愛知 | 笠寺 | 2016年 5月30日 | 2016年 5月31日 | ○事務センターから連絡があり、老齢年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 329 | | | 千葉 | 幕張 | 2015年 3月31日 | 2016年 6月23日 | ○機構本部から連絡があり、再裁定報告書等が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 20,241 |
| 330 | | | 神奈川 | 事務センター | 2016年 8月2日 | 2016年 9月30日 | ○担当部署において確認したところ、老齢年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢年金請求書を再提出いただき処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | なし | 0 |
| 331 | | | 埼玉 | 浦和 | 2017年 6月頃 | 2017年 6月30日 | ○機構本部から連絡があり、障害年金の支給停止事由消滅届の添付書類が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に年金をお支払いします。 ●担当部署において、書類の管理を徹底するよう周知しました。 | 1名 | 未払い | 501,965 |